

## 「えせ同和行為等」根絶するための情報提供

### ■えせ同和行為等電話相談週間の実施■

「えせ同和行為等根絶大阪連絡会議」の取り組みの一環として、えせ同和行為等に関する電話相談が実施されます。

同和問題や人権問題を口実に、企業や団体に電話等で「ゆすり」「たかり」といった不当な要求等を行い何らかの利益を得ることを「えせ同和行為等」といいます。このような「えせ同和行為等」についてお困りの場合はお電話をしてください。

相談に関わる個人情報並びに企業の情報は個人情報保護法等に則った取り扱いにより安全に保護されます。

相談は無料です。お気軽にご利用ください。

日 時 2009年1月26日（月）～30日（金）  
9：30～17：30

専用電話：06-6562-4044

場 所 財団法人大阪府人権協会  
大阪市浪速区久保吉1-6-12 大阪人権センター内

### ■えせ同和行為等根絶大阪連絡会議とは■

同和問題をはじめとした人権問題を口実にして不当な利益を要求するなどの「えせ同和行為等」を根絶するため、2007年6月5日に多くの関係者の参加をえて、「えせ同和行為等根絶大阪連絡会議」が結成されました。

大阪府内の自治体や企業、各種団体で構成され、会長には大阪商工会議所会頭の野村明雄さんが就任されました。

結成時の加盟団体は28団体でしたが、現在では116団体（2008年1月1日）が加盟され、取り組みの裾野は着実に広がってきています。

C-S-T-E-Pも2007年11月9日に加盟し、大阪連絡会議と連携して「えせ同和行為等」をなくすために取り組んでいます。

裏面もお読みください。

## Q 「えせ同和行為」とは？

「えせ同和行為」とはどういうことですか

## A

「えせ同和行為」とは法務省の規定によると、同和問題は怖い、かかわりたくないという人々の誤った意識に乗じて、同和問題を口実にして不当な利益を要求したり義務のないことを求める行為です。

同和問題・人権問題に対する正しい理解と知識を持たずに「えせ行為」に出会うと、同和問題に関する誤った意識を増幅することになり、行政や人権団体、民間企業が長年にわたって努力してきた教育や啓発の効果を覆すことになります。こうした行為はとうてい容認することはできません。真の差別解消のために正しい理解と知識を広めましょう。

### ■えせ行為として報告されている具体的な事例としては

- (1) 図書等物品購入の強要
- (2) 協力業者（下請け）への参加強要
- (3) 寄付金・賛助金の強要
- (4) 示談金の強要・不当な介入
- (5) 融資の強要・不当な介入
- (6) 機関紙等への広告掲載の強要
- (7) 講演会・研修会への参加強要
- (8) 金品の寄付強要

### ■要求の手口

- (1) 執拗に電話をかけてくる。
- (2) 同和問題への理解を尋ね追求する。
- (3) 責任者に合わせることを要求する。
- (4) 政治家との関係をほのめかす。
- (5) 大声で威嚇する。
- (6) 官公庁の紹介だといつてくる。

などがありますが、慌てず恐れず冷静に対応してください。いずれも毅然とした態度で断ってください。